

【中小企業金融円滑化実施状況について】

平成 21 年 12 月 4 日に施行されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業者等金融円滑化法）」に基づき、当金庫は地域の中小企業者及び住宅資金借入者の皆様からのご相談に対して、積極的な対応を心がけ、できる限り取引先の皆様の要望に応えるべく取組んでおり、取組み方針、実施状況は下記のとおりです。

【1】金融円滑化に向けた取組みについて

【2】金融円滑化を図るための取組状況